

別表2-1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に 従事する 者の数 及び 資格	(1) 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上 〔考え方〕 保育従事者の必要数及び有資格者数は常勤職員により算定する。常勤職員に代えて短時間勤務(アルバイトやパート)の職員を充てる場合にあつては、総勤務時間を常勤職員に換算すること。どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者が配置されていることが必要。 ※ 常勤職員：1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務の者	保育従事者の必要数の算出	・ 月極契約入所児童数に対して保育従事者が不足している。		○
		a 調査日の属する月を基準月とし、月極利用の契約入所児童数による必要数を満たしているか。			
		b 調査日に時間預かり(一時預かり)がある場合は、月極契約児童数に時間預かり数を加えた児童数による必要数を満たしているか。	・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。	○	
		c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 ※ 必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。 ※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。	・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。		○
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 有資格者は、保育士又は看護師の資格を有する者をいう。 ※ 指導基準1の調査事項(3)により評価を行う場合は、本項目は適用しない。	有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1(保育従事者が2人の施設については1人)以上いるか。			
		a 月極契約入所児童数に対する数 b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・ 月極契約入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。		○
			・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。	○	
	(3) 保育士の名称	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。		○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の 構造設備及び 面積	(1) 保育室の面積等 〔考え方〕 保育室面積：当該保育施設において、保育室専用として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。	保育室の面積は、児童が実際に使用できる面積（ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く。）とし、入所児童1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。 a 調査日現在の月極契約入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。		○
		b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。	○	
		c 調査時点での在籍児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。	○	
	(2) 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していること。	調理室（施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。）は、原則として当該施設にあって専用のものがあるか。 調理室の施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。（ただし、施設外調理等の場合に必要とされる調理機能については、施設外共同使用は認めない。） ※ 特に支障がない場合 共同使用であっても衛生上問題なく、使用に当たり大きな制限がないかどうか。	・ 調理室（施設外調理等の場合は必要な調理機能）がない。 ・ 調理室（必要な調理機能を含む。）が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 ・ 区画はあるが、扉が閉められていない等、運用面の注意を要する。 ・ 衛生的な状態が保たれていない。		○
(3) 乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保	おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は幼児が容易に乳児の保育場所へ立ち入れないよう区画されているか。（ベビーフェンス、ベビーベッド等による区画でも可）	・ 区画されていない。（別の部屋でない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。） ・ 区画が不十分である。（ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。）		○	○
(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。 ※ 原則として、保育室は1階以上に設けること。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の7分の1以上であることが望ましい。 ・ 採光が不十分である。		○	○
		・ 採光が不十分である。		○	

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の 構造設備及び面積	(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	b 換気が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓等換気に有効な開口部がない。 ※ 建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 ・ 換気が不十分である。 	○	○
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。 	○	○
	(5) 保育室に専用の手洗い設備の設置	保育室には便所用とは別に保育室専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の手洗い設備が設けられていない。 ・ 手洗い設備が設けられているが不適切である。 	○	○
	(6) 便所 a 便所の有無	<p>便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。</p> <p>※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所がない。 		○
	b 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所には専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の手洗い設備が設けられていない。 ・ 手洗い設備が設けられているが不適切である。 ・ 手洗い設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど) 	○	○
		(b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童専用の便所がない。(便器のサイズ児童用) 		○
(c) 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所が、保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 ・ 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。) 	○	○	

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の 構造設備及び 面積	c 便所の数	<p>便所の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおおむね児童20人につき1個以上必要とする。</p> <p>(a) 調査日現在の契約入所児童(満1歳以上)数による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約入所児童数に対して便器の数が不足している。 		○
		<p>(b) 時間預かりがある場合は、その入所児童(満1歳以上)数を加算した数に対しても算出する。</p> <p>※ 必要便所数：幼児 20人に1個以上。小数点以下第1位までを算出し、それを四捨五入した数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間預かりを含めた入所児童数に対して便器の数が不足している。 	○	
3 非常災害に関する 措置	(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。 		○
		(b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所が不適切である。 	○	
		(c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 	○	
	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常口が1か所のみである。 ・ 設置箇所が不適切である。 ・ 非常口は2か所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。 		○
		<p>※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。)</p> <p>保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。</p>			○
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常口の機能に不備がある。 	○	

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に関する措置	(2) a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	(a) 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上、収容人員(防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。)が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から、具体的計画(消防計画)を作成すること。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 ※ 都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成すること。 ※ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)についても策定するよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的計画(消防計画)を作成していない。(全施設対象) ・ 具体的計画(消防計画)の届出をしていない。(収容人員が30人以上の施設が対象) ・ 具体的計画(消防計画)の内容に不備がある。 ・ 事業所防災計画を作成していない。 ・ 事業所防災計画の内容に不備がある。 		○
		(b) 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、収容人員が30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。収容人員が30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収容人員が30人以上の施設であって防火管理者の選任・届出がされていない。 		○
	b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 [避難消火訓練実施回数不足] ・ 年間実施回数6回以上12回未満である。 ・ 年間実施回数6回未満(30人以上の施設)(30人未満の施設) [保育室が4階以上にある施設] ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。 	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練内容に不適切である。 ・ 訓練記録が整備されていない。 ・ 訓練記録が不十分である。 	○	○	

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件	(1) 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p> <p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。</p> <p>※保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が不備である。 ・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)ではない。 	○	○
		<p>c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。</p> <p>(常用)</p> <p>ア 屋内階段 イ 屋外階段</p> <p>(避難用)</p> <p>ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。 		○
<p>待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。</p> <p>① バルコニーの床は準耐火構造とする。</p> <p>② バルコニーは十分に外気に開放されていること。</p> <p>③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。</p> <p>④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。</p> <p>⑤ その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。</p> <p>なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。</p>					

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○
		b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその一に至る歩行距離の30m以内に設けられていない。		○
		d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 ※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 ※ 特定防火設備 ・ 防火区画に用いる防火設備(スプリンクラー等) ・ 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 ※ 調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置 ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等	・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが1つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特例防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。 ② 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③ 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置(レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等)が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置(不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備または不燃扉を設ける等)が講じられていること。		○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(2) 保育室が3階の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記 e を満たしていない。		○
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	○
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 ※ 非常警報器具：鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記 g を満たしていない。		○
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・ 左記 h を満たしていない。(防災物品表示)		○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)		○
		b 乳幼児の避難に適した下表に掲げる(常用)及び(避難用)欄の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすもの。) イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○
		c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその一に至る歩行距離の30m以内に設けられていない。		○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準			
			評価事項	判定		
				B	C	
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	(3) 保育室が4階以上の場合の条件 (調理室がある場合)	<p>d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。</p> <p>※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>※ 特定防火設備 ・ 防火区画に用いる防火設備（スプリンクラー等） ・ 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないもの</p> <p>※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。</p> <p>※ 調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置 ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等</p>	<p>・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。</p> <p>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特例防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。</p> <p>ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。</p> <p>② 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>③ 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備または不燃扉を設ける等）が講じられていること。</p>			○
		e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記 e を満たしていない。			○
		f 保育室その他乳幼児が入り出し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	<p>・ 転落防止設備がない。</p> <p>・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。</p>	○		○
		<p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。</p> <p>※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと</p> <p>※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと</p>	・ 左記 g を満たしていない。			○
h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・ 左記 h を満たしていない。 (防災物品表示)			○		

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育 内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	左記b～dの事項を満たしていること。(実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。)		
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランス良く組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) 乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。 (b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴または清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。 ・ 保育日誌が作成されていない。 ・ 汚れたときの処置が不適当である。 ・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。 ・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) (週3回以下) (週4回以上6回未満) ・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) (週3回以下) (週4回以上6回未満)	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。		・ テレビやビデオを見せ続けている。 ・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	○ ○		
d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。		・ 遊具が全くない。 ・ 遊具につき、改善を要する点がある。 (例) 年齢に応じた玩具が添えられていない、衛生的に問題がある。 ・ 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。	○ ○ ○	○ ○	
(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。 ・ 外部研修等への参加が全くない。 ・ 保育所保育指針の理解に努めていない。	○ ○ ○		

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 保育内容	b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないように、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・ 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 ・ 対応が不十分である。		○
	d 保育士の任命	保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するとともに、任命又は雇用する保育士について、当該保育士が児童生徒性暴力を行ったと思料するときは、速やかにその旨を葛飾区に報告しているか。	・ 必要な措置を講じていない。 ・ 必要な措置が不十分である。	○	○
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	[3歳児未満] (原則として連絡帳) (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入すること。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡帳が作成されていない。 ・ 連絡状況が不十分である。	○	○
		[3歳以上児] (口頭連絡でも可) (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡状況が不十分である。	○	○
	b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。		○
	c 保育室の見学	保護者や利用希望者から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などが見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 給食	(1) 衛生管理の状況 a 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ピンは使用することによく洗い、滅菌しているか。	・ 使用することによく洗っていない。十分な殺菌または滅菌が行われていない。		○
		(b) 調理設備が清潔に保たれているか。	・ 調理設備が汚れている。残飯等が放置されている。		○
		(c) 調理方法が衛生的であるか。 (d) 配膳が衛生的であるか。	・ 衛生的配慮が不十分である。	○	
		(e) 食事時、食器類や哺乳ピンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・ 共用されることがある。	○	
	(f) 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍または冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 ※ 集団給食(1回20食程度未満の場合を除く。)の取り扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法(昭和32年法律第233号)に基づく届出をする必要がある。(調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。)	・ 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。		○	
	(2) 食事内容の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 (b) 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。	・ 配慮されていない。		○
		[市販の弁当(仕出し弁当も含む。)等の場合] (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		○
(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。		・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理・安全確保	b 献立に従った調整	(e) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえた変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当である。 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。 	○	○
	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。 	○	○
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な観察が行われていない。 ・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 	○	○
	(2) 乳幼児の発育チェック	身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・ 基本的な発育チェックを毎月行っていない。 	○	○
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に検診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 	○	○
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全く実施されていない。 ・ 1年に1回しか実施していない。 ・ 健康診断の未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 	○	○
		c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 ・ 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分である。 	○	○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理 ・ 安全確保	(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施されていない。 実施されているが未実施者がいる。 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 	○	○
		b 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 実施されていない。 月1回の検便が実施されている状況にない。 	○	○
	(5) 医薬品等の整備	<p>必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。</p> <p>※ 最低必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 整備内容が不十分である。 	○	○
	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 対応が適切ではない。 		○
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	<ul style="list-style-type: none"> 治癒の判断を専ら保護者に委ねている。 	○	
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 対応が適切でない。 	○	
	(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 		○
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 		○
		<p>※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 午睡チェック表を作成していない。 午睡チェック表の記録が不十分である。 	○	○
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 保育室内で喫煙している。 		○	

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理 ・ 安全確保	(8) 安全確保	a 施設の詳細の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 安全計画が策定されていない。 安全計画の内容が不十分である。 保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 配慮が不十分である。 (例) 危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など	○	○
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対し、安全計画について周知されていない。 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 安全計画に定める研修及び訓練の実施が不十分である。 	○	○
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 	○	○
		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設備がない。 	○	○
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 監視に専念する配慮が不十分である。 	○	○
		f 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 誤嚥等による窒息リスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。 アレルギー疾患への対応が不十分である。 	○	○
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検が行われていない。 点検が不十分である。 	○	○
		h 不審者の立ち入り防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 囲障はあるが、施錠等が不十分である。 	○	○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理 ・ 安全確保	(8) 安全確保	i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を実行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○
		j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて i に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・ 児童の降車の際に当たり、所在確認を行っていない。		○ ○
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を定期的実施しているか。	・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。 ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○ ○
		l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		m 事故発生時には速やかに当該事実を区に報告しているか。 ※ 死亡事故、重傷事故事案、食中毒等、重大な事故が生じた場合、令和6年3月22日付こ成安第36号「教育・保育施設等における事故の報告等について」により報告を行うこと。	・ 報告が行われていない。		○
		n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
7 健康管理 ・ 安全確保		<p>p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 (保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であって乳幼児の数が3人以下の場合は除く。)</p> <p>※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 園外保育時に、複数の保育従事者が対応していない。 	○	
8 利用者への 情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</p> <p>b 建物、その他の設備の規模及び構造</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 事業を開始した年月日</p> <p>e 開所している時間</p> <p>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由</p> <p>g 入所定員</p> <p>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>i 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>l 緊急時等における対応方法</p> <p>m 非常災害対策</p> <p>n 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全く掲示されていない。 左記 a～o の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分である。 「ここ deサーチ」に情報が全く掲載されていない。 「ここ deサーチ」に左記 a～o の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分である。 	○	○
	(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	<p>当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な説明が行われていない。 説明はされているが、内容が不十分である。 	○	○
	(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者へ書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 施設の名称及び所在地</p> <p>d 施設の管理者の氏名</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<ul style="list-style-type: none"> 書面等により交付されていない。 左記 a～h の事項につき交付内容が不十分である。 	○	○

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
9 備える 帳簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分である。 	○	○
		b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 左記の帳簿の整備状況が不十分である。 	○	○
	c 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 <ul style="list-style-type: none"> 労働者名簿(労働基準法第107条) 賃金台帳(労働基準法第108条) 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) 	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分である。 	○	○	
(2) 在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備	在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。 ※ 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分である。 	○	○	
(3) 施設に関する書類	面積が確認できる施設の平面図があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 確認できる書類が備えられていない。 内容が不十分である。 	○	○	
10 設置者の 経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 保育に対する姿勢が不十分である。 	○	○